

【返戻金制度に関して】

乙は、丙が甲に入社後、本人の責に帰すべき事由により退職又は解雇となった場合、甲に対し紹介手数料について以下の定めに従い、返還を行うものとする。但し、丙の処遇及びその他労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なる場合はこの限りではない。返還支払期日は、中途の場合は退社日の属する月の末日締め 翌月末支払いとする。なお、本条の規定は本契約の終了または解約後といえども有効とする。

(1) 中途採用に関しては、入社前 100% 入社後 30 日以内 30%

株式会社 giver